

社会福祉法人 厚生福祉会
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人厚生福祉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき役員及び評議員等に対して支払う報酬及び旅費について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程における役員とは、理事及び監事をいい、評議員等とは、評議員及び苦情対策第三者委員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事長報酬)

第3条 組織規程第3条に定める職務の報酬として月344,000円を支払う。賞与及び退職手当は支給しない。

2 通勤手当支給規定による通勤手当を支給する。

3 支給方法については、厚生福祉会給与規程による。

(理事長召集の会議出席への報酬)

第4条 理事が理事会に出席した時は、別表1により報酬及び旅費を支払う。

2 評議員が評議員会に出席した時は、別表1により報酬及び旅費を支払う。ただし、定款第8条に定める総額の範囲内とする。

3 当法人の職員を兼務している者については、支給しない。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 役員及び評議員等が法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けて第4条以外の業務に当たった場合は、別表2の報酬及び旅費を支払う。但し、担当理事への支払いは、旅費のみとする。

(監事の報酬)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席した時は、別表1により報酬及び旅費を支払う。

2 法人及び施設の運営状況の指導又は監査業務に当たった場合は、別表2の報酬を支払う。

(苦情対策第三者委員の報酬等)

第7条 苦情対策第三者委員が法人及び施設に係る苦情対応の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払う。

(報酬等の支給方法)

第8条 前4条の報酬等は現金により本人に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(担当理事の報酬)

第9条 組織規程第5条に定める職務を担う担当理事として理事会より任命された理事に対して月50,000円を支給する。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定めることとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

名 称	報酬額	交通費
理事会出席報酬	10,000円	実 費
評議員会出席報酬	10,000円	実 費

別表2

名 称	報酬額	交通費
役員及び評議員業務報酬等	10,000円	実 費
監事監査指導報酬	10,000円	実 費
苦情対策第三者委員	10,000円	実 費